8 短期入所生活介護費

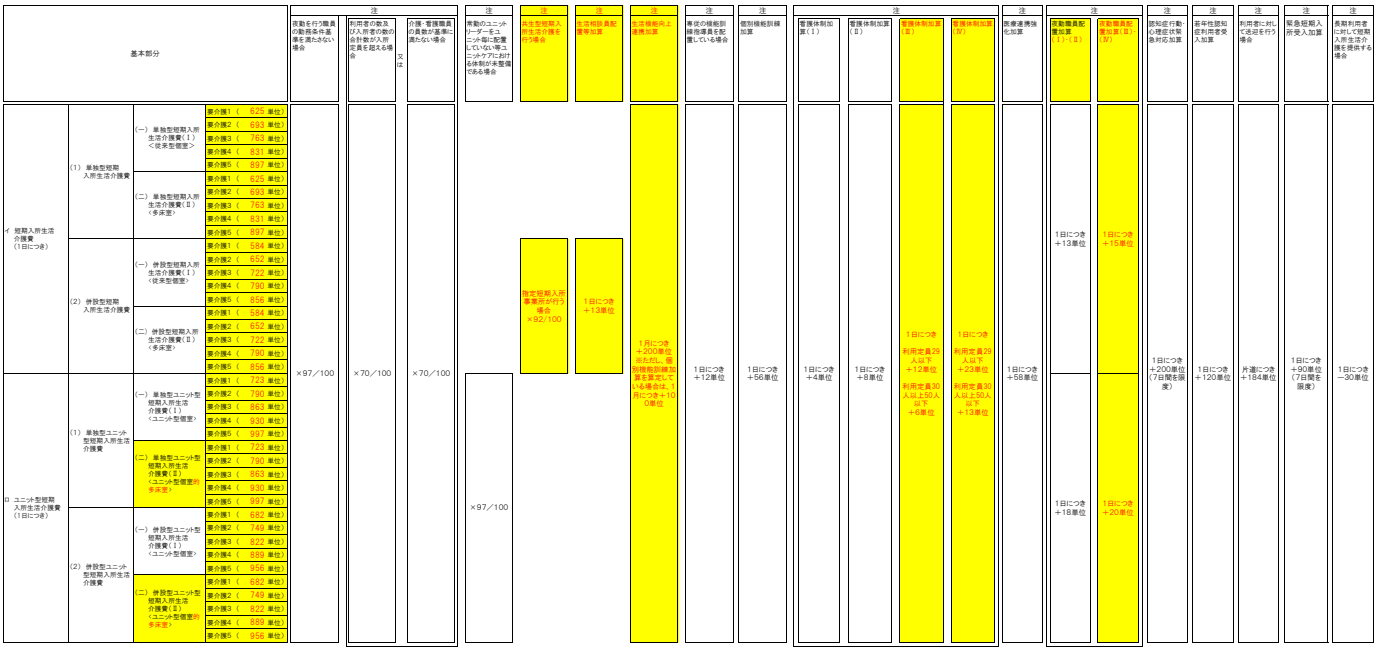

ハ 療養食加算 （1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

ニ 在宅中重度者受入加算
(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合 （1日につき 421単位を加算）
(2) 看護体制加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合 （1日につき 417単位を加算）
(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 （1日につき 413単位を加算）
(4) 看護体制加算を算定していない場合 （1日につき 425単位を加算）

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）

ヘ サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1日につき 18単位を加算）
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき 12単位を加算）
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 6単位を加算）
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）

ト 介護職員処遇改善加算
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×83/1000）
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×60/1000）
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×33/1000）
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(3)の90/100）
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （1月につき ＋(3)の80/100）

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※「サービス提供体制強化加算」及び「ト 介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目